

令和元年度 第4回 福生市子ども・子育て審議会 会議録

日時：令和元年7月30日（火）

午後2時から

場所：本庁第二棟4階 議会会議室

1 開会

事務局：本日はお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻を過ぎましたので、ただいまより令和元年度第4回福生市子ども・子育て審議会を開会させていただきます。委員の皆様半数以上の出席をいただいておりますので審議会は成立しております。本日の会議は次第に従い進めさせていただきます。なお、議題の内容によりましては、担当課でご質問に対応させていただきます。子ども育成課より、上杉保育係長、稲生保育担当主査、永澤子育て支援係長、事務局より杉浦が出席しております。なお、今後の進行、会長のご挨拶、事務局の説明、委員の皆様のご発言などはすべて着座にて進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。

2 会長挨拶

事務局：続きまして、次第の2ということで、佐々会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長：はい。では会議を始めさせていただきます。今日の30日は8月16日に市長への答申を提出するというところで、大事な時期になるということとを前回の会議の中で話されていたと思います。出席の人数を拝見させていただくと、欠席の方も多く、辛うじて会議が進行できる状態なのだと思います。今日の審議過程というものが大事な要素になりますので、ご欠席の皆様方にも、今回の資料ともに読んでいただいて、次回にはぜひとも出席していただければありがたいと思っております。

内容的には豊富なものがあるようですが、皆様方と一緒に審議ができるようでありたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございました。ここで皆様の欠席及び早退の報告をさせていただきます。本日は野口委員、源委員、木村委員、宮崎委員、古川委員、篠田委員より欠席のご連絡をいただいております。また、委員におかれましては、別の公務があるため会議の終了時間によっては、午後3時過ぎには退席されるということでご報告いただいております。

それでは、議題に入る前に事前に配布させていただいております資料の確認をさせていただきます。資料1第3回の子育て審議会会議録でございます。資料2といたしまして、「第1期福生市子ども・子育て支援事業計画(答申案)」、資料3は横長のものになりまして「第2期福生市子ども・子育て支援事業計画の体験に基づく施策・事業(案)」、資料4これも横長で「子育て・支援法に基づく基本指針の改正(案)」について、資料5これは縦長で「事業量の見込み(案)」資料6「子ども・子育て支援事業目標値と実績値」です。また、当日会場に置かせ

ていただいていた配布資料にいたしまして、資料2の「第1期福生市子ども・子育て支援事業計画(答申案)」に変更箇所がございましたので修正したものを置かせていただきました。すべてでございますでしょうか。資料をお持ちでない方は挙手をお願いします。事務局よりお持ちいたします。それでは議事に入らせていただきます。議事進行につきましては佐々会長をお願いいたします。

3 議題

(1) 令和元年度第3回福生市子ども・子育て審議会会議録について

会 長：それでは議題に入らせていただきます。議題(1) 令和元年度第3回子ども・子育て審議会会議録について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：それでは、私の方から議題(1) 令和元年度第3回子ども・子育て審議会会議録についてご説明いたします。資料1をご覧ください。こちらにつきましては、前回令和元年7月2日に行われました子ども・子育て審議会の会議録となります。審議会終了後、お名前を伏せホームページで公開する予定です。こちらの資料について修正がございましたら、8月9日金曜日までに事務局にご連絡くださいますようお願いいたします。私から以上です。

会 長：ありがとうございます。内容がかなりしっかりとご意見を言っていたりしましたので、枚数が多いですが、皆様に読んでいただいてご連絡をお願いいたします。8月9日までということですのでよろしくをお願いいたします。よろしければ次の議題に移りたいと思います。議題の(2)「第2期福生市子ども・子育て支援事業計画(答申案)」について事務局よりご説明をお願いいたします。

(2) 第2期福生市子ども・子育て支援事業計画答申(案)について

事務局：説明させていただきます。資料は資料2をお願いします。資料2につきましては二つに分かれておりまして、厚みのある方につきましては、当日お配りした資料と合わせてご説明させていただきます。当日配布の資料と先に送付させていただいた差でございますが、アンケートの集計内容が事前配布の方に入っておりませんでしたのでページ数が増えてしまったためとなっております。それではご説明させていただきます。福生市子ども・子育て支援事業計画(答申案)でございます。こちらにつきましては、福生市長からの諮問事項である第2期計画の基本的な考え方につきまして、来月8月16日でございますが、答申を提出する予定でございます。

まず資料2の薄い方につきましては、諮問を受けまして計画策定に向けた基本的な考え方をまとめたものになります。厚い方につきましては、答申案でございますが、これまでの審議の結果をまとめた内容の詳細でございます。このふたつを提出したいと考えております。厚い方の資料をお願いします。こちらは審議の結果をまとめた内容でございますが、これまでにご審議いただきました内容をまとめまして、第1章から第3章という形で構成しており

ます。順番に説明させていただきます。8ページをお願いいたします。まず第1章計画策定の計画策定にあたって、「1 計画策定の背景と目的」でございますが、こちらは第1回から第3回の審議会でご確認いただきました策定方針をもとに作成したものでございます。次に3ページをお願いいたします。「2 国の動向」でございます。内容といたしましては、エンゼルプランから5ページの「次世代育成支援対策推進法延長」までは第1期計画以前の動向となりまして、その後の子育て安心プランの策定以降につきましては新たに加えたものとなります。国による基本方針の改正がございますことから、「新・放課後子ども総合プランの策定」や6ページにあります、「児童福祉法等の改正」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」「子ども・若者育成支援推進法」についてもその内容に送付して計画を策定する必要がございます。次に7ページをお願いいたします。「3 計画の位置付け」でございますが、下の図では今回計画策定にあたっての根拠法や改善法を掲載し、福生市の総合計画を支える計画として位置付けを表記いたしまして、福生市地域福祉計画と市の計画との整合性を計るものとして考えております。次に8ページをお願いいたします。「4 計画策定の経過」でございますが、平成30年度に市民ニーズ調査また子育て担い手調査の実施をしたこと、そして本審議会の開催について掲載しております。9ページをお願いいたします。「5 計画の期間」でございますが、5年を1期とした計画で、令和2年度から6年度までの計画期間であるということを表記しております。次に10ページからは第2章でございます。10ページから23ページにつきましては、人口、世帯数、就業率、幼稚園の状況、学童クラブの状況などを推移グラフにしております。こちらの内容説明につきましては、答申の後に開催いたします詳細のご説明をさせていただきたいと考えております。数字につきましては、現時点で最新のものとしておりますが、この後新しい統計ですとか、最新数値が明らかになった時点でこちらに修正をさせていただきたいと考えております。次に24ページをお願いいたします。24ページは福生市の保育・教育施設の配置状況でございますが、こちらは作成途中でございますが、後日完成版を差し替えさせていただきたいと考えております。25ページから43ページはアンケート調査の結果でございます。こちらにつきましては、結果から見える現状ということで、代表的な計画に関連する結果などが懸念されます。次に44ページをお願いいたします。こちらが、3 第1期計画の評価でございます。第1期計画の事業につきましては、毎年目標を設定いたしまして、実績につきましても進捗状況等を委員の皆さまにチェックしていただいたところでございます。また、今年度の5月の第2回審議会では、平成27年度から30年度の事業につきまして、基本目標ごとに4年度分の市の取り組みの状況や、アンケートの集計結果また、そこから見える課題についてご確認いただいたところでございます。44から49ページでは、内容をまとめたものとなっております。50ページをお願いいたします。ここからは第3章でございますが、基本理念につきましては、子どもの育ちと子育ての喜びが実感できるまちとし、第1期計画と同様の内容を引き継ぐことを審議会の方で確認させていただいております。次に51、52ページをお願いいたします。「2 基本的な視点」といたしまして、全ての子どもの視点、親としての育ちの視点、地域社会全体での子育ての視点、福生らしい個性と魅力を生かした子育て支援の視点、この4つの視点を上げておりますが、これらの視点につきましては、施策の遂行の際に常に念頭に置きながら行っていくことを意味するもの

でございます。各説明文の内容につきましては、第3回審議会で行いましたので、省略させていただきます。次に53、54ページをお願いいたします。その後の55、56ページでは体系図を載せておりますので合わせてご覧いただきますようお願いいたします。3の基本目標でございます。審議会でご確認させていただいた内容ではございますが、第1期計画での施策を行った成果や課題を受けまして、第2期計画では、基本目標の構成を書いております。子どもが保育園、幼稚園、小中学生になり、中高生になりと成長していきますが、その間の子育てを考える中で、第2期の計画では、18歳までの子どもを対象とした計画を策定したいと考えております。基本目標1は生まれる前から乳幼児期、基本目標2は乳幼児期から学齢期、基本目標3は学齢期から青年期と子どものライフステージごとに目標を分けまして、年齢に応じた支援がわかりやすくなるような構成としております。基本目標4以降は、子どもの年齢は大台的になりますが、基本目標の4では特別な配慮が必要な子ども若者や家庭への支援を強化してまいります。第2期計画では児童虐待防止の対策について施策の方向を新たに、カテゴリーを設けまして取り組みの重要度を上げてまいります。また、福生市の特徴として外国籍の方が非常に多いということもございますので、そういった方も健やかに育つようにということで施策に取り組んでまいります。基本目標5は子育て世帯への経済的支援とワーク・ライフ・バランスの推進。基本目標6は安心して子育てができる生活環境の整備でございますが、アンケート調査の中でも経済的な支援や福生市の施設の公園や通学路の安全対策につきまして多くのご意見をいただいておりますので、そのような生活環境の整備も大きな課題と考えております。以上が答申案の内容でございます。

次に計画策定に向けた基本的な考え方をまとめたこちらのほうにつきましてご説明させていただきます。まず1枚目は市長宛にした案となります。次の1ページにつきましては子ども子育て審議会のまとめとして、諮問を受けまして、9回審議を重ねまして第2期計画で強化することなどを記載しています。2ページをお願いいたします。こちらは第3回の審議会でご確認いただきました策定方針の内容をもとに計画への基本的な考え方をまとめたものでございます。こちらは審議会からの意見として重要なものとなりますので、読み上げをさせていただきます。

福生市子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方、我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。特に、核家族化の進行、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、国や地域を挙げて、子どもや子育て家庭を支援することが求められています。

福生市では、平成27年に「福生市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子育てするならふっさ」をスローガンに様々な子育て支援策を推進してきました。産後のご家族に対しては「産後ケア事業」にいち早く取り組み、保育園については待機児童の解消を図り、4月入所における「待機児童数ゼロ」を達成しました。また、市の人口において外国籍の方の割合が高いことから、外国人家庭への支援にも取り組んでいます。さらに、すべての家庭にお

ける孤立を防ぐための体制整備も行いました。

平成 30 年に実施した「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」においても、「福生市は子育てしやすいまちか」という問いに対し、「そう思う」と回答した方の割合が、5年前の調査の結果と比較し、未就学児の保護者、小学生の保護者ともに上昇しており、これまでの取り組みについて、一定の評価を得られたものと思われま

す。一方で、アンケート調査や子育て担い手調査の結果によると、子育てで必要な支援について、就学前児童の保護者では子どものしつけへの不安、経済的な負担が大きいことに悩み、小中学生の保護者でも経済的な負担や教育に関することの悩みが多くなっています。そのため、保護者が子育ての大変さを抱え込まないよう、地域、学校、保育園、幼稚園や行政などが連携して、総合的にサポートしていく体制（相談窓口体制）を充実させ、子どもの成長過程に合わせた、切れ目のない支援を、それぞれの家庭に提供できるようにしていくことが求められています。

こうした調査結果から浮き彫りになった福生市の諸課題については、より効果的な施策づくりを進める必要があります。子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためには、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもたちとともに、親も親として喜びを感じながら成長していくことが大切です。子どもを安心して生み育てられ、次代を担うすべての子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みとして、生まれる前から出産、乳幼児期、学齢期、青年期に至るまでの各ライフステージに合わせた切れ目のない支援、地域社会全体での子育て支援、福生らしい個性と魅力を活かした子育て支援等、「子どもの育ちと子育ての喜びが実感できるまち」を基本理念とした実効性のある取り組みを進めることを求めます。読み上げは以上になります。次のページをお願いいたします。こちらは、市長から諮問があった後の審議経過でございます。平成 30 年度 7 月以降 9 回の審議をいただきました。アンケート調査の内容の検証や計画における事業の進捗状況のチェック、課題の抽出など、委員の皆様には詳細にわたりご確認いただきありがとうございました。これまでの審議のまとめとして、2 部の答申案を作成いたしましたので今回の審議会でご意見等いただければと思います。よろしくをお願いいたします。

会 長：ありがとうございました。ご意見ご質問等ありましたら発言をお願いいたします。

会 長：少し確認をさせていただいてよろしいでしょうか。薄い方の答申案ですが、先ほど読んでいただいた印刷の文字とおっしゃられたことが違っていたところがありました。2 段落目の 3 行目、産後のご家庭とおっしゃられていましたが、ご家族となっています。どちらが正しいのでしょうか。

事務局：私の読み間違いです。ご家族です。

会 長：ご家族でよろしいですね。それが気になりましたので確認させていただきました。薄い方は

前もっていただいたもので、厚い方は新しいということで、アンケート調査の結果を踏まえたものとして今日いただいたということですね。アンケート調査の結果が間に挟まって全部が同じということですね。

事務局：はい、全部同じでございます。

会 長：前もってお手元に届いていたと思いますが、届いていましたでしょうか。

委 員：昨日届きました。

会 長：一応昨日と今日ということで、時間的には少しあると思いますが、お読みいただいたかは別として、全体の構成の取り組みの柱というか、そのようなことについてはご説明いただいた中だけではわかりにくいでしょうか。伝わったということになるでしょうか。アンケート調査結果に関しては、前にアンケート調査の結果として大変詳しく説明をいただきながら、この状態はこうであるということを読み取れることについては、詳しく説明いただいた経緯があったのだと思います。それでも、今日加わったページ数を除いても枚数が多いと言えますので、中身を受け止めていくには届くのが遅かったかと思うので、少しわかりにくかったかと思います。理解を深めるには多少時間がかかるかもしれないということです。そうしますと、この内容を次回までにこれを読むなど、今すべてお読みいただいたわけではないので、私たちに宿題があるとするとそれはどのようなものかお伺いした方が良いでしょう。会議の時間帯の中でも難しいならばということなんですが、全てが読めていないとすれば、組み立ての柱としてのもの了承は了解したとしても、内容的なものとして、これで大丈夫ですと言うには時間的に不足しているかもしれないように受け取れるのですけれど、予定との関係、実際に市長への答申など今度の16日に10時からということで進めていくまでの間でもというふうなことがあれば、先ほど前回の会議録に関しまして8月9日までに意見をということでしたが、もし可能であれば、8月9日くらいまでに意見があればお寄せいただければかということを加えさせていただくことは可能でしょうか。

事務局：はい。

会 長：皆様の8月9日がどうであるかということをお聞かないままですが、一応お目を通していただいて、お気づきのことなどがあれば意見をいただいた方がよろしいですか。

事務局：分厚い方に関しては、これまでの審議内容ですので、位置ですとかをご確認いただいて、見せ方ですとかそういったところでご意見があればいただければと思います。期間といたしましては一週間ほどでお願いできればと思います。

会 長：今日が30日なので会議の記録よりは早めということですか。

事務局：はい。会議録の締め切りがありますので。

会 長：8月の9日。

事務局：9日だと厳しいです。一週間ぴったりで8月の6日火曜日で設定させていただいてもよろしいですか。

会 長：そうしますと今日欠席の委員の方が多くですので、お手元に新しいものが届いていないということもありますので、そのことを含めて欠席の方々もご覧いただいてご意見いただけるかどうかは別としてそのことの意向を伝えていただいて日程までにご意見がございましたらというふうに言っていいただければありがたいです。

事務局：わかりました。

会 長：皆様方のお読みいただく時間が不足していたということなのですが、私は拝見して読ませていただきました。これからのことで、どういうふうな体系をつくりながらやっていくのかということと、アンケート調査の結果を踏まえた後の審議の過程というものを読んでみますと、大変抜本的な改正をしながら組み立て構造を変えながらこれからの新しい施策に関してはこういう理念のもとでやっていきますよということについても画期的なことだと思います。それなのに大変地味な表現だなといいますが、謙虚という言葉が合うかどうかわかりませんが、おそらく他の多くの自治体全部を点検しているわけではないですが、もともと東京都の調べさせていただいて、第1期のもも点検させていただいて、その審議過程も見ていた時期があるのですけれど、今現在私自身は杉並区の方と武蔵村山市の会長を引き受けさせていただいていたんですね。そして国の方が求めている提出時期。それぞれの自治体の中で組み立ていく新たなもの策定していく上において、アンケート調査をしてその結果を踏まえて国の方から先ほどお話があったように安心プラン以降のことが新たなこととしてありました。すべてに関わってくるわけですよ。東京都もそれも引き受けながら区市町村がそれぞれどういふふう策定していくのかということでしたらと思うのですけれど、あとの二つのところも相当奮闘しているとわかるのですが、福生市の取り組み方ということと、切れ目のない包括支援センターですか。赤ちゃんの時代から妊娠期の方からですねそこからのことも、これは全国の津々浦々ではないですけども、それぞれの自治体の中でこの時期までにできれば開所してほしいと言われているのを先行してやっている自治体とそうではないところというのが、多々あるように受け止めています。比較的早めに行っているところは支援計画との関係で進んでいるということがわかるのですが、そのほかのいままで蓄積した成果というもので、前はいくつの事業でしょうか。

事務局：197事業です。

会 長：200弱でしたよね。今度の方を加えるとなるともっと多くなります。それだけ細かくそれぞれの年度毎に点検評価を繰り返し、その結果を受けてさらに進めているということですよ。それぞれの課題も進行してきたことも良かったことについての評価もかなりあると思うのですが、評価を改めて演説しなさいと言っているわけではないのですけれど、実際に組み立てしっかりとしてきたこと、新たに考えてこういう計画のこういう枠組みの中で考えていきたいということはそんなにたくさんの自治体では無いと思います。東京都の中でもその組み換え方自体もめずらしいうちのひとつだと思います。それができていること。そういう理念のもとで進めていますよということ。結果を踏まえたところからやれたこと。でもそれでも課題はこれがあるということ。そういうものを“ど”がたくさんつくぐらい謙虚に表現してらっしゃるように見えてしまいますので、“ど”を少し省いてですね、実績値というかそういうふうなものに即した表現型としての文言を加えていただいた方が、よく見る方は見ていくと新たなことの組み換えといいますか、根本的に違って、自分の子どもたちがどの年齢ということで見えていくとかなりの幅も見えてくる。30までは入れないけれども18のところの子どもたちのところまで入っているということになりますのでそこらへんが、すごく取り組んでいるのに地味だなと。一般的な言葉で言うと地味ということになると思います。もう少し成果としてあったものをきちんと表現していただく。ちなみに、待機児対策に関しては、26市あるのですが、23区プラス26市プラス3町にあと島です。東京都は全部で62自治体です。その内52市は私が調べさせていただいたということなのですが、待機児ゼロはこの間もお話したと思いますが、この4月の待機児ゼロは23区の中で港区と杉並区のみです。それと26市の中で福生だけです。その福生も何年か続いています。

事務局：4年です。

会 長：それぐらい特殊といいますか、実現していること自体がめずらしいことなのです。私の関わっている杉並も福生もゼロになっているということなど、取り組みのことで杉並も頑張っているのですけれども、奮闘しているということを見ると、皆さんのご意見を含め、市行政の方たちと突合せをしながら進めていくことによって変わっていくと思っています。とりわけ福生は、しっかりと意見を汲み取っていただきながら市民の方にとって子育て世代の方たち、地域住民がなにをなすべきかということについてお考えいただいていると思います。読んできたときになんて謙虚でらっしゃるのだろうという思いがすごく出てきました。どうしたのか結果を得てというふうなことを加えていただけると、うちがうちがということを示してくださいということではないのですが、事実関係としてそれだけの実績を残し、さらに新たな取り組みとしてこういうふうを考えてやっていくのですよと、しっかりと私たちにわからせてくださるように組んでおられますので、そのことを表現してほしいです。苦言というよりは、謙虚の“ど”を払って、もうちょっとご自分たちのなさってきた政策の実態と成果、そしてこれからのことということ表現していただけたらなと思います。全般的にあれそこだけかなというようなことが多々あったのでチェックはしていたのですが、

そういう面で物足りないなど。

事務局：第1期計画期間中の取り組みということでまとめさせていただいた中では、会長のおっしゃる通り非常に努力した施策ですとか、先駆けてですとかそういった施策がたくさんございます。ですので、これをお読みいただいた方が理解して魅力的であると感じていただけるよう表記の仕方を工夫したいと思いますので、修正させていただきまして、委員の皆様には答申の前までにご確認いただけるよう準備いたします。どちらにしても答申を渡す前には修正箇所がたくさんありますので。

事務局：8月6日までに皆さんからご意見を伺いまして、ある意味軽微な文言の修正につきましては事務局にお願いしたいと思います。内容に伝わってくるようなところでしたらご本人に直接どういう意味合いかの確認をとらせていただいて、会長と事務局の方でこのような修正をしたいと会長と我々事務局の方で修正を加えて、答申前に再度確認はできますかね。

会長：いままでなさってきたことについてのことが抜けているということですので、新しい成果など、こういうふうなことは先駆けではないようなものでも一定の成果としてのものがあって、そこから見えてきたこともありますよね。私も気が付いたことは書いてお出ししますので、そのような面で合わせながら。委員の方々のご意見に関しては対応することが可能かどうかは時間的な関係の中で見ていただきながらということによろしいかと思います。

事務局：そうですね。場合によっては文字の修正ですといったことは対応可能ですが、大きな内容と関わるものがあつた場合には事務局と会長とご相談して対応させていただければと思います。

会長：そうしていただけるとよいかと思います。見られるかどうかはわかりませんが、例えば、日経DUAL共働き家庭における家族において住みやすいまちのことがあります。国の方に出す13事業という項目とは多少違うと思うのですが、アンケート調査結果としてそれを数値化しながら全国の区市町村の中で、共働きにとってよいまちとしてずっと上位にきていたことがあります。それを入れるか入れないかは別として、ある種の取り組みの結果として評価を受ける側の自治体のうちの一つということもあるわけです。その後項目の内容を変えたのかそのままのところで毎年やっているのかということ、昨年度は新宿区に抜かれたということもありました。取り組みの姿勢に関しては東京都全体の自治体はしっかりとやっているようです。福生はトップ3にくるぐらいです。共働き家庭だけではないですけど、客観的な評価を受けてきたことについてもあつてもよいのかなと思います。それから事業そのものが今までよりも一歩踏み出たそのことでやった成果としてというものもあつたりするわけです。ずっと示されているものが当たり前だと思っているわけです。193事業と、事業数は他の自治体は書いていないことから、福生市ではそれが当たり前になっています。もちろん課題も残っているのですが、その課題において新たに取り組んでいくために考え方自体のところも変えていっていますのでさらに違ってくるのではないかと思います。

細かくいろんな事業数を入れているのは武蔵村山市もそのようにしていたので、私はその当時

は皆そうするものだと思っただけでしたが、ほとんどのところが出しているわけではありませんでした。新たに組んでいこうというような時にそれぞれ自治体の子育てのことについてどのように考えますかということをお聞きしているわけです。13 事業だけ報告していますよというところはそれ以上の進展は難しいかと思えます。その前からいろいろなところに目を配りながら評価も中間年も含めてやってきたということは、そういう意味で皆様は福生の方ですので当たり前前に受け止めておられますが、そのようなことはありません。その辺を見ていただくとよいのかなと思いました。すみません、少し長くなりましたがよろしくお願いいたします。

8月の6日までに読んでいただくということで、なければなしと言っていただいて時間切れということでご意見がなかったものとして承るということになるかと思えます。ちなみに会議録の方は9日までです。

委員：福生市がやっているこの5年間ということで44ページのふっさっ子の広場のことに触れていますが、サンプルが青梅市しかないのですけれど、青梅市は週一回で夏季はやっていなかったりして、福生は毎日平日午後から夏季をやっています、同じ事業であっても全然意味合いや充実度が違いますし、学童も立川市、青梅市も実際そうですが、立川市も小学生3年生以上になるとほとんど学童に入所できない状況も、福生市は頑張っているの、そういったことだけでもすごく充実した事業を行っていると言えるのかなと会長の話を聞いて気付いたところはそこです。

会長：はい。ありがとうございます。というようなことで説明させていただいてよろしいでしょうか。

では次の議題に移らせていただきます。

(3) 第2期福生市子ども・子育て支援事業計画の体系に基づく施策・事業（案）について

会長：第2期福生市子ども・子育て支援事業計画の体系に基づく施策・事業（案）について事務局の方からお願いいたします。

事務局：私の方からご説明いたします。資料3をお願いいたします。こちらは前回の子ども・子育て審議会でご審議いただきました第2期子ども・子育て事業計画の体系に基づきまして、各課で実施しております施策事業について基本施策ごとに予定したものでございます。

第1期計画の福生市の中だと第四章の施策展開という章立てにあたります。第2期子ども・子育て事業計画の体系につきましては先ほど説明させていただきました厚い方の資料2の最終ページに体系図がございますのでそちらでご確認いただければと思います。現在各事業の担当課に令和二年度以降の事業内容第2期の方向性等について確認をしているところで現時点で過失修正部分がわかるように追記しております。下線箇所が追記している部分となっております。基本的には第1期から実施している施策事業中心に第2期事業計画の体系に分類しなおしたものとなっております。事業数につきましては再計を含み206事業です。平成30年度に進捗評価を行った事業は197事業でしたので、全体で9事業の増となっております。

す。それでは第1期の施策から変更した点を中心に説明させていただきます。

まず、全体的な変更についてなんですけれども、こちらの票の中で取り消し線が入ってしまして各セルが網掛けになっている事業がいくつかあると思います。こちらは第2期では削除として提案させていただいているもので、実施主体が社会福祉協議会ですとか、東京都となっております。市が実施していないものについては削除で提案させていただいております。9ページをお願いいたします。9ページの4訪問型一時預かり事業の実施につきましては第1期の計画で検討した結果一定の方向性を得たということで今回は削除させていただいております。また第1期の策定の際に方向性を新規あるいは充実とした事業や策定以降新たに開始した事業については、第2期の方向性は継続とさせていただいたうえで現在各課にて確認をお願いしているところになります。続いて各事業について説明させていただきます。今回の策定にあたりましては、新たに子どもの貧困対策や子ども若者対策を盛り込んだ計画をすることとしておりまして、今回の施策事業につきましても同様に盛り込んでおります。まず25ページをお願いいたします。25ページは基本目標4特別な配慮が必要な子ども若者や家庭への支援。施策の方向に子ども子育て家庭への支援への充実。基本施策3の特に配慮が必要な子ども若者支援において盛り込むべき課題について追記いたしております。空欄の事業もございますけれども、具体的な事業につきましては、今後事務局におきまして担当課と調整して入れていきたいと考えております。また、中高生を対象とした事業施策についても追加をいたしております。戻るのが、16ページ17ページをお願いいたします。こちら16ページ17ページになります。基本施策地域の教育力の向上。次のページ18ページの子どもの放課後の居場所づくりなどで中高生を対象とした事業としました。特に中高生の居場所につきましては、アンケート調査におきましてもニーズが大きいところがございますので、事業に入れる形でいきたいと考えております。さらに第2期子ども・子育て支援事業計画の策定にあたりましてここで国から基本指針の改正案が示されましたので説明させていただきます。資料の4をお願いいたします。この基本指針改正案におきまして、市町村計画の作成に関する事項については、(1)「新・放課後子ども総合プラン」の策定や児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しまた、その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため改正を行うものとしております。改正の内容といたしましては、「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記として、実施に当たりまして放課後子ども教室との一体型の推進や学校施設の徹底的な活用を図ること。また、(2)といたしましては児童福祉法改正等を受けて児童虐待防止対策の抜本的強化などについて追記がされております。

次のページをお願いいたします。(3)のその他制度の施行状況や関連施設の動向を反映させるための追記・改正といたしましては、幼児教育・保育の質の向上に資するため、市町村については幼児教育アドバイザーや指導主事の配置確保等を行うこと。また、障害児福祉計画について明記すること。また、外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ必要な支援を行うこと。その他医療的ケア児への支援等や中関連の見直しの要件等についても改正がなされる予定となっております。以上の基本指針の改正内容につきましては、第2期計画の体系や主な施策・事業にしておりまして、まず児童虐待防止対策につきましては、先ほど

の答申案説明でもありましたが、これまで基本施策のひとつであったところを施策の方向、カテゴリーを引き上げて強化するということにしております。また、個々の施策につきましては、事業案において「新・放課後子ども総合プラン」につきましては、先ほどの事業案の方の18ページ子どもの居場所づくりの4学童クラブ事業や7ふっさっ子の広場事業の連携について記載させていただいております。また、幼児教育・幼児保育の質の向上につきましては、ページが戻ってしまうのですが、11ページをお願いいたします。21に幼児教育アドバイザーの配置等の検討を現時点で挙げるなどしております。第2期子ども・子育て事業計画に基づく施策事業案につきましてはの説明は以上になります。委員の皆様におかれましては内容をご確認いただきましてご意見等ございましたら事務局までお願いいたします。なおこの施策事業案につきましては令和2年度以降の新規事業も反映させたいと考えておりますので、来年度以降の事業が確定する時期にまた再度各課で確認する予定になっております。審議会におきましても今後も検討していただく予定となっておりますのでよろしくをお願いいたします。

会 長：はい。ありがとうございました。各課がすごく出してくださったということですよ。ご意見とご質問等ございましたらお願いいたします。先ほどの事と含めてなにかあればということでもよろしいでしょうか。こういうところがわからないところがあってもよいということですか。

6日ですよ。

事務局：はい。こちらにつきましては、答申の先に素案という形でまとめるときにでもご意見いただくことも可能です。ですが、現時点でご意見があればおっしゃっていただいで大丈夫です。

会 長：ということだそうでございます。大きな枠組みの中でそれぞれがどこに繋がっているのかということを示してあるものに合わせて見ればよいということになりますよね。はい。わかりました。ご意見ございますか。

委 員：すみません。質問してよろしいでしょうか。

会 長：はい。

委 員：16 ページ基本施策3の3コミュニティスクールの設置というものに線が引いてあるということは、もう設置済みだからということでしょうか。

事務局：この計画は第1期に設定されたもので、その当時にはすべての学校には設置されているものではなかったもので、設置をすることを事業として挙げていたのですけれども、すべて学校が設置と言うことでしたので担当課の方が削除いたしました。

委 員：なにかコミュニティスクールを支援していくといえますか、見ていく事業はなにかないので

しょうか。

事務局：その下の段の4学校支援地域組織事業の事業内容の方に「コミュニティ・スクール」を支援していきますというところです。

会 長：3番のところが4番目の方に組み込まれているということですね。

事務局：これまでは設置が目標だったのに対し、設置ができましたので内容の充実をしていきますということですね。

会 長：それで担当課が違うようになったということですね。

事務局：はい。設置の段階では教育指導課でした。

会 長：この担当課は生涯学習推進課でよろしいのでしょうか。

委 員：大丈夫です。間違いありません。

会 長：そうですか。ありがとうございました。お気づきのところがありますか。

委 員：プレイパークをつくる会の間接支援しているうちの児童館としてはプレイパークの取り組みについてとてもうれしいことで一定の評価いただけたことは会議の皆様にとっても励みになるのではないかと思います。ふたつ目がこの事業ということがひとつでも多い方が子どもたちのためになると思うのですが、うちの児童課事業数もそうなんですが、あまり多すぎても出てくる課題もあるのかなと思います、全体のボリュームとしてどの程度のものなのかかわからないので、すごく手いっぱいなのか、これぐらいはやるものなのか。約200事業とはなかなか多いのです。

会 長：今までの、197あったということは、推進していた、進行していたということですね。

委 員：ただそれが、いままでやれていたから増やしても大丈夫でしょうということなのか。いままでだって精一杯やっていたところを増やしていくということなのかです。

会 長：増やしていこうとしていたかどうかではないです。組み替えた結果としてこうなったということですね。

事務局：組み替えをしております、今回の事業自体減っている事業というのもあって、そちらが障害福祉課の事業なんですけれども、前回の時にはかなり細かい事業になされていたかと思う

のですけれども、そちらを担当課の方で整理いたしまして、すみません数はわかりません。

委員：そこまでは大丈夫です。

事務局：21 ページです。障害児施策の充実というところではかなりオーソドックスにまとめたりですか、受け取れないものなどが入っていたということがありまして、整理をして事業数が少なくなっています。また、先ほどお話いたしました青少年向けの事業についてというところを出していくというところで、16、17 ページの真ん中の地域の教育力向上のところですね、2、3、4、5と今まで入っていなかったのですけれども、青少年関係の事業に関して追加したりというところで、増減で全体的には触れていることになっております。

会長：新たな方針といいますか、組み方など基本の方針というものを改めておいて、今までの事業を再度見直しながら新しいことに関しては居場所のことなどについて、入れていこうというものが組み込まれてきた結果ということですね。増減のところはいろいろあるけれど、生涯学習課はそういった意味で見つめなおした結果としてのものが記されているということですね。

委員：最後の説明でそのようなことを言いつつ新たな事業提案といいますか、子ども権利条約というものが国連で制定されて、約 30 年前で日本は施行してから 25 年。日本で言うと児童の権利条約でしょうかね。川崎市では川崎バージョンの川崎版の子ども権利条約というのを川崎で制定して川崎市の子ども夢パークを設立しているわけですが、施設をつくりからという意味ではなくて子育てするならふっさということやいろいろな政策をされていて市民の繋がりもあるという中で、福生市の子ども権利条約というものを検討する 5 年間というものを新たにどこの項目に入れてよいか。放課後の子どもたちというところか、前回の会議でも世代ごとに分けていたり、横断的な予告的なことをひとつつなにか取り組めたらという意味では福生市の子ども権利条約というものをつくりましょうということを目指すのではなくてあったらよいのではないかという検討をするということ子ども子育て指針に入っているといいのではないかと思います。というのも、条約というのは一個制定するとそこに付随するいろんなことをやることになるので、子どものためにということを一個横断的にこの条約があることで一個進むということです。こちらの子育て支援もそうですが、いろんな柱があるのでわかりづらくなるかもしていませんが、国連も子どもが大人の仕事の担い手になっている地域があったりしますよね。貧困地域だったり、性の対象になっていたり、虐待であったりとか、子どもの成長における日本なんかはそうなんですけれども、勉強など習うということに力を入れ過ぎていて自由な遊びの保障がされていない地域など。そういった世界中のいろんな子どもの課題に対して子ども権利条約というのを制定して各国に対してその理念のもとによりよい子どものための環境づくりをしていきたいと思いますというために 30 年前につくったものなんですけれども、その福生市版というものを福生市にはそういうふうな条例を位置付けて、一般市民の方には関係ない話なのかもしれませんが、福生市にはちゃんと子どものことを考え

ている市町村なんですよということを大きく一個旗が立つのかなと思います。そういったことを議論するだけでもいいのではないのでしょうか。

会 長：今の担当課ということでいうとどの部署がということはなかなか難しいですが、保育教育関係といえますか、子どもそのものが、自分たちも自分の権利についてどう考えるかというようなことで、権利条約を批准されるまでに日本ではずいぶん時間がかかりました。

委 員：そうですね。

会 長：低くなってしまったというところがありますね。

事務局：市の計画の中で入れさせていただいていますとおり、第2期の計画の中で基本的な視点と言うことでカテゴリーを設けておりますけれども、そこはまさに国の権利条約を意識した内容となっております。また、それぞれの施策ですがやはり日本がそういった条約についていたしているところがありますので、私たちが行っているその事業の関連法であるとかの中には、理念ですとか考えですとかは十分に理解しています。ただ、現実として、今日のニュースで悲しい事件がありました、山口県の保育園で子どもが保育士からの暴力などがありました、そういう理念があるとはしてもそのようなことが現実では起こっています。ですので、子どもに対する考え方は、例えば、担い手の方は検証を積んでいったりですとか、それを受ける側市民ですとか子どもというのは理解をして継続して行っていかなければいけないということは充分理解しているところでございます。条例確認は慎重な検討が必要というふうには考えております。後は子どもに係わる部署ですとか事業はたくさんありますのでその中でどういった形でそれを活かしていくのかの検討が必要だと思います。

会 長：子どもが条例を学ぶということに関しては、長野県の上田市が小学校5、6年生から中学校3年生までは条例を学ぶということを授業にも入っていると思うのですがパンフレットも持ってそのことをしっかりと学ぶということを位置付けているということはあると思います。次世代行動推進計画の中に子ども向けの言葉をちゃんと連ねてこの計画はあなたの方の中でどういうふうになるのかと組み入れて書いておられたということです。初めてダウンロードして中身を見たときに、かがやけ上田っこというものですがけれども、子どもに向けて書いてあり政策の関係で書いてあるものとは柔らかくひらがな、カナ交じりの文ですがけれども子どもたちが読んでわかるように書いてあり、驚いたことがあります。条約を学ぶということに関してもきちんとそれぞれ位置付けていてそれが小学5、6年生から中学3年生までの間に学ぶそのような資料がついていてということで授業としては何の授業でやるのかというものがちゃんと組み入れられていました。上田市の場合には保育園、幼稚園、小学校、中学校まで連携がすごく出来ているというところなのでそういう面では元々の基盤を持っていてその後どのようにしていったらいいのか積み重ねをしていった結果としてそうなっているのかなと思いました。権利条約の関係の事、ある時期日本で批准してからは一時ブームでしたけど、ブ

ームになってしまうこと自体がおかしいのですが、今お答えいただいた中で、今はそのところに位置付けて先の方で考えられることがあればということかもしれませんね。

委員：可能性を感じる子ども権利条約が通じない自治体というよりは、これだけいろいろな政策をしていてそこに係わっている方々の連携もあるので、そういった条例を考える可能性を感じます。
福生市はチャンスなのではないかなと思いました。

会長：別組織といますか、別の母体としてそのようなことを学んだ方がよいのかなと思ったということですね。実際に組み合わせるかどうかは山があったりするのですよね。

委員：そうです。

事務局：すべての事業はその理念のもとに行っているというところがあります。

会長：子どもの最善の利益について保育所に勤める方たちはそれに準拠しながらやっていくということで子どもの最善の利益という言葉がかなり前から出てきたのですが、受け止めていながら実践の実務のところでは今回のお話に挙げられました山口のところですか、過去に遡れば保育士たちが子どもの安全を確保できないで死亡事故までに至ったことだとか。もちろん保護者の側の虐待関係も情けないことになっている現状があるわけですけど、最善の利益という言葉を使ってその背景は日本国憲法やいろいろな取り組みが混ざった中で、そこに集約していると思えるような。気付くようなものがあればということはあるのかもしれません。

事務局：そうですね。基本的な指定のページがあるのですが、その辺りで周囲の方にもご理解いただけるような表記に見直しをいたします。

会長：できれば検討していただけるとありがたいと思います。ありがとうございました。別のところで他市はどの程度進んでいますかということについて聞かれました。市長への答申が8月16日ですということだけはお話ししましたところ、ちょっとフリーズ状態になったということがありました。
それでは次の議題に行ってもよろしいでしょうか。議題の4事業量の見込み（案）についてご説明をお願いします。

（4）事業量の見込み（案）について

事務局：それでは資料5と資料6の方の説明をさせていただきたいと思います。資料5です。事業量の見込み（案）ということで昨年度のニーズ調査結果を踏まえていったん報告の方をさせていただいています。市の総合計画等の動きもありましたので、数字の方を再度精査しながら、

今回ご報告をさせていただくという形になります。それでは資料5の説明をさせていただきます。まずページをめくっていただきまして、1ページ目に家庭類型などありますが、説明をさせていただきますと、2ページ目の方を見ていただけますでしょうか。量の見込み等を算出する項目ということで大きく分けて二つあります。教育・保育の量の見込みと。地域子ども・子育て支援事業の項目があります。まず、教育・保育の方につきましては、1号2号3号ということで幼稚園の人数、そして保育園、そして認定子ども園それぞれ対象となる方を算出しております。地域子ども・子育て支援事業ということで、時間外保育事業等学童クラブ等ありますが、今回のニーズ調査結果の方で算定しておりますのが、9番目のファミリー・サポート・センター事業までがニーズ調査結果に基づいて算定しております。その他計画書の方では、利用者支援事業、妊婦健康診査事業、乳幼児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業こちらの方につきましても量見込みという形で算定の方をしていく形になります。こちらはニーズ調査結果ではなく、実数等に基づいて算定するという形になっておりますので今回2番から9番までがニーズ調査で算定するという流れになっております。具体的な算定の流れに関しては、3ページ目に入っております。6段階のステップがあるわけですが、先ほども説明させていただきました昨年度ニーズ調査を実施しております。こちら、就学前児童に抽出調査で行っているという形になっておりますが、就学前児童、そして小学生の児童の保護者という形になります。今回返ってきていますアンケートニーズ調査の結果に基づいて、その結果が例えば、就学前児童でいきますと、0歳から5歳の児童の保護者を想定する数になっております。そこから母親父親の働き方で、今回アンケートで返ってきている分の割合が出てきますので、その割合をもって0歳から5歳の就労家庭に置き換えるという形になります。それが家庭類型という形になりますのでそれぞれ0歳から5歳の全数調査は実施していないのですが、それぞれ0歳から5歳の就労家庭というものがどれくらいの割合なのかということがアンケートで想定できるわけがございます。そこで想定したそれぞれの家庭の中で、ニーズがどれだけあるのかということ意向率として算出する形になります。そしてこの5年間令和2年度から6年度までの児童推計将来の子ども人口の推計をすることによって、子ども人口に意向率を掛けることでニーズ量が算定されるという形になっております。もともと国の方で算定したロジックになっておりますが、緻密な算定式になっております。今回のアンケート結果で毎年の量見込みが算定されるようになっております。次のページめくっていただきますと、4ページ目に人口の推計という形で2020年来年度の令和2年から2025年ということで令和6年度までの0歳から11歳までのそれぞれの人口数の数を推計しております。先ほど説明をさせていただきましたが、総合計画の方でも人口推計の方を行っております。今回事務局のほうで、住民基本台帳でも人口推計の方が書けました。大きな変わりはありませんでしたので基本的には総合計画の数を使いながら算定しているという形になります。この人口推計を基にニーズ量を算定するという形になりますので、基本的なベースの数になるという形になります。見ていただくと0歳児の子ども自体も2024年まで356ということでかなり数が減っているという形になりますが、これがニーズ量へと影響するというような形になっております。5、6ページ目は飛ばさせていただきます7ページ以降の事業見込みを算定するという形になっております。具体的にひとつを見ていただくと教

育保育の0歳の家庭が一番上の表であります。0歳ということになりますと先ほどの推計児童数が2020年度では、380人。2024年度では356人の子ども人口がセットしてあります。その中でひとり親家庭、父親フルタイム母親フルタイム、そしてパートタイムそういった形で家庭類型分かれています。その家庭類型ごとに0歳の家庭で保育園に預けるニーズというのがどれだけなのか数字が出ているわけです。今回全体の数という形で2020年度には102人そして2024年度には96人という見込みが出るであろうということで推定の方をしているわけでございます。これがすべての事業に対してこのような考え方で推定しております。今回あくまでもアンケート調査で後ほどのファミリー・サポート・センターまで算定の方しております。今現在まだまだ事業別に事業見込みの部分を庁内の各係の方と詰めております。この量見込みが大きく出過ぎてもやはり課題になりますし、逆に少なくなりすぎても不足してしまうということがありますので非常に慎重に取り扱っていかねばならないということです。そして年度ごとに量見込みということになりますので、どの段階でどれだけのニーズが出るのかということもひとつひとつが必要になっていきます。病児保育事業やショートステイの事業によっては、アンケート調査で聞くとニーズとしては高くでてしまうところが出てきて、使いたいですかと聞くとやはり使いたいというニーズが出てきますので、それで計画を立ててしまうと過剰投資という形になってしまいます。ひとつひとつの事業に対して例えば日常的に預かれる親族がいるかどうかというところで若干調整をさせていただきながら、真のニーズを事業別に精査しております。今後このニーズ量につきましても各係の方と再度詰めさせていただくところが出てきます。8ページをめくっていただきますと、3番目に放課後児童健全育成事業というところがあります。これは学童クラブの方になりますが、後ろにかっこ書きで5歳児と書かれているところと就学児と書かれているものがあるかと思えます。意味合いとしましては5歳児の方が就学前調査結果で出たニーズ量でございます。そして就学児というのが小学生の調査結果で出ているものでございます。ですので、就学前の5歳児の子さんをお持ちの保護者につきましては小学校に上がってから学童を非常に使いたいという量が高くなってきておりますが、実際に小学生の就学児の調査結果を見ていただきますとそこまで上がっていないというところもあります。この辺りで、各係の方とどちらの方の調査結果を採用するのかということも再度量見込みの方を見ながら検討していく形になります。それをもって量見込みが出ていますのでどれだけの確保をしていくのか、既存の施設整備で充分行けるのか新たに施設整備をしていかなければいけないのかそういったことが確保方策になってきますので、次回以降に量見込みと合わせて確保方策を次回以降の審議会で提出をさせていただきますので、再度精査しながら、次回計画書という形で、実際には計画書の5章になりうるところですので、そちらの資料を提供させていただきたいと思えます。細かな説明はやめさせていただきますが、以上が5の内容となっております。資料6ですが、平成27年から38年度までの量見込みとそれに対する実績値という形になっております。数値を見ていただくと全体の計画の段階で事業別に各係の方と調節させていただきまして結果量見込みが大きく実績値と改良するということはなかったと思えますので、今回これからの来年度以降の計画につきましてもしっかりと精査の方をしながら実績はしっかりとできる限り合うような形がベストかと思えますのでそういったところで量見込みの方の

精算をさせていただきたいと思います。以上で説明を終わります。

会 長：ありがとうございました。大変求められる内容が多いので、量の見込みや確保のことが重大な課題ということになっているということで、積算などについてお話いただきました。各部署との関係を詰めていただきながら示していただけるとのことですので、こんなに丁寧に説明していただけたところがめったにないので、しっかりと受け止めていただいてこういう手順で進むのだなということをお話いただければと思います。大変ご苦労だと思いますけれどもよろしくお話ししたいと思います。

委 員：他のものはニーズ量と実績値がそんなになんですが、このニーズ値だと少しずつ学童の人口数が減っていくだろうと思います。提供はうちの実感としても増えていっているのはニーズなんじゃないかな。

事務局：そうですね。量見込みをする上で課題ではありますが、基本的に先ほどのニーズの意向率というところが今回取っているアンケート調査で基本的には固定で来年度令和2年から令和6年まで法律は一定となります。ですので子ども人口が減少すればニーズは減少していくという形になりますが、保育所と学童の関係というところは、子ども人口が減少してもニーズ自体が高まっている可能性がありますので、この辺りが2024年度にとらえて量見込みが出るのかの想定をしながら挑戦をしていかなければいけないかなと思いますので。

委 員：5年前立てた時よりもこの5年間は、ニーズがとても高まった5年間だったということをお話しているわけですね。

事務局：就労過程がかなり大きくアンケート調査結果によって変わっておいりましたのでその辺りが影響していると思います。

会 長：予想していなかった自体といいますか、社会全体がパトロードさんでお勤めになる方も多くて、パート労働の方は正規職になりたいというご希望もある。そうするとその後の保育園では長い間預かっていただけのわけですが、学童はそうではないということが保護者にとっては悩ましいことだったわけですね。整備をしてもらえるということだと、やはり希望として求められるときには入れたいとなるので、実質そのようになるように望んでおられるということと量の見込みなどの問題をちゃんとしていかなければいけないわけです。読み取るのがなかなか難しいことです。転居とか新たに入られるかですとかは実行状態も違ってくるかもしれません。

委 員：20代で転入が多くて30代転室が多いというのはどういうことなんですか。

会 長：お家を買うということが多いのかなと思います。わからないですけど個別に、なぜ転居なさ

いますかとプライバシーで聞けないということもございますので。どこか働いておられると、それこそ定住ということもあるかもしれませんので何とも言えません。低年齢の方から保育所保育を求められることが増えてくると、流れの中でお求めになる方が増えてきていると社会全体でそのような動向があるかなと思います。かつては何歳までは家で見ると言っておられた方でその頃は産休の時間が6週間の方と8週間しかなくてすぐ復帰するというものでしかなかったのですが、今は育児休業をとれる選択ができるようなことができるようになってきましたけれど、そのようになっていくと仕事をずっとしながらその方の生き方の中のワークライフはどうしていくか。お子さんをお持ちでも大丈夫なような体制をつくるということをしていくのに、保護の在り方での学童への要求。もちろん保育園のことについてもでしょうし、かつてのことから比べるとかなり違います。1期の中でかなり変化したのではないかなと思います。中間年の見直しなどが無いわけではないですが、単年度の中でどうだったか。それから先のことを見ながら一応立てていただいて、その後微調整をやっていくことになっていくことかなと思います。ほんとに悩ましいことだと思います。何しろ待機児0が出るか出ないかということがあるように、入れなかった側の保護者の気持ちが一番強く出てくることが言えると思います。ありがとうございました。今のことではないのですが、幼児教育の無償化に伴うお金の出し方で給食費のこととかはどこに入っているのでしょうか。

事務局：計画の中ですか。

会 長：計画の中です。

事務局：乳児食品に関しては有償化によって負担いただく部分は変わってくるのですが、施設費を保育園で徴収ということになりますので、給食費をとることは事業計画の中には影響がないと考えていますが、無償化で保育園ですとか幼稚園ですとかその他のサービスの部分の負担が変わってきますので、ニーズですとかそこには影響を考えております。今回のアンケート調査の中で、前年度ですのもたまたま少し時間が経ってしまっているのですが無償化に関する内容に盛り込んだ形のアンケートにさせていただいておりますので、そういった内容と現在の利用の実績に取り組んだりですとかを加味いたしまして出していきたいと考えています。また、無償化の内容につきましては次回8月16日の時に10月スタートですので委員の皆様には時間は多く取れませんが、説明させていただけたらと思います。

会 長：はい。ありがとうございました。政府の方から新たに2期計画を出すにあたって正式の文章が8月になると聞いたのですが。

事務局：そうですね。先ほども少しご紹介させていただいて、指針なんですけどまだ案なんです。ですので、8月ぐらいです。

会 長：8月ぐらいですよ。もうすぐ8月ですけど遅れに遅れていてということですので、指針

が示されたりするとそれにあっているようになっていくということが必要なわけですね。

事務局：そうですね。ただこの案を見る限り、今回出している骨組みですとか方向性ですとかに問題はしょうがないというように感じています。

会 長：改めてそれを出されたときに見直してということになるでしょうけれど、実際ここの組んでいただいたいて出していただいたものは影響を受けるわけではないというそれぐらい丁寧に見ているということになっていると思います。確認をしていただくことが。

事務局：詳細を確認いたしましてということですね。

会 長：はい。大変なこととなりますけれどもどうぞよろしく願いいたします。

議題そのものでは大丈夫なのですが、ご意見がもし今までのことで何か聞いておきたいことがあれば、またご意見がございましたら挙手をお願いいたします。もしないようでしたら宿題的にいただいたものがございますので、議事録のことは9日ですが、その前6日までにということでご意見があれば、素朴な疑問でも策定した側の事務局がそういったところはきちんと受け止めてくださると思いますので意見をお寄せいただければありがたいと思います。

(5) その他

会 長：その他として何かございますか。

事務局：今後の予定について、ご説明させていただきます。次回平成元年度第5回の審議会は令和元年8月16日（金）午前10時を予定しております。次回の審議会では会議終了後に各市長への答申を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。なお8月の次の審議会についてなんですけれども、8月下旬にもう一度行うとお話させていただいていたのですが、今回審議していただきました事業量の見込みですとか確保策につきまして、検討に時間をいただければと思ひまして。少し先になるのですけれども、10月の1日（火）の午後2時からに変更させていただきたいと思ひますのでよろしくお願いいたします。また、詳細につきましては通知させていただきます。よろしくお願いいたします。

会 長：私たちの今の委員の任期が切れるのが、8月の下旬ですか。

事務局：8月の20日です。

会 長：20日ですよ。そうしますと、10月1日は新たな委員の方々とともにということになりますか。

事務局：そうです。

会 長：それはどういうことの運びになりますか。

事務局：今回の委員の皆様でお集まりいただくのは8月16日が最後になります。

会 長：はい。最後ということですね。わかりました。

事務局：引き続きお引き受けいただいた方が多いところですが、公募の方ですとかは変わりますので1日には委嘱状をださせていただいたりします。

会 長：今日ご欠席の委員の方が多いですので、16日にご参加いただけるかわからないですが、宿題といいますか、今日の資料を基にしながら委員の皆様のご意見を伺いたいということとなっております。できればご意見を読んでいただけるお時間があるかどうか想定はしかねるのですが、そのことをしっかりとお願いいただければと思います。ありがとうございました。何か意見等ございましたら、本日の会議はすべて終了いたしますが、よろしいでしょうか。以上を持ちまして令和元年度第4回子ども・子育て審議会を閉会いたします。ありがとうございました。